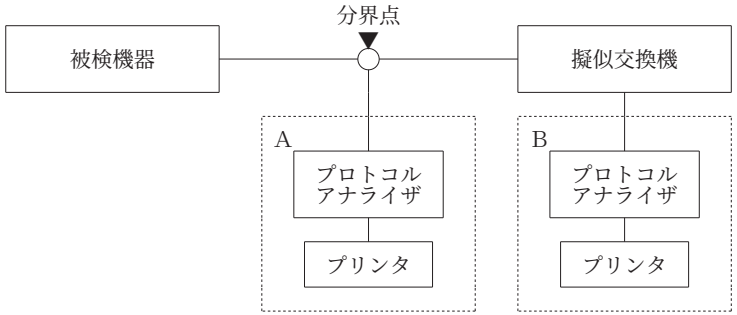
㈡　測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



注　分界点上での測定が困難な場合は、擬似交換機での測定によること。

㈢　測定手順は、次のとおりとする。

⑴　被検機器からの識別情報の登録の要求に対し待機時間を指示する信号を送出するように擬似交換機を設定し、被検機器から識別情報の登録を要求する信号を送出する。

⑵　被検機器が擬似交換機から指示された待機時間の後に、再び識別情報の登録を要求する信号を送出することをプロトコルアナライザで確認する。

⑶　被検機器からの識別情報の登録の要求に応答しないように擬似交換機を設定し、被検機器から識別情報の登録を要求する信号を送出する。

⑷　被検機器に設定された待機時間の後に、再び識別情報の登録を要求する信号を送出することをプロトコルアナライザで確認する。

⑸　被検機器からの識別情報の登録の要求に対し、待機時間を指示せずに登録ができない旨の信号を送出するように擬似交換機を設定し、被検機器から識別情報の登録を要求する信号を送出する。

⑹　被検機器に設定された待機時間の後に、再び識別情報の登録を要求する信号を送出することをプロトコルアナライザで確認する。

5　ふくそう通知機能

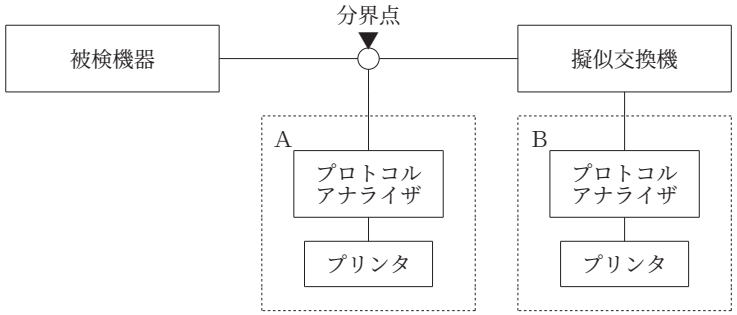
㈠　測定用機器は、次のとおりとする。

⑴　擬似交換機

⑵　プロトコルアナライザ（インターネットプロトコル電話端末の送受信信号を伝送路上で確認できるもの、又は擬似交換機とのインタフェースにおいて確認できるもの）

⑶　プリンタ

㈡　測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



注　分界点上での測定が困難な場合は、擬似交換機での測定によること。

㈢　測定手順は、次のとおりとする。

⑴　被検機器から擬似交換機に対して、発信動作を行う。

⑵　被検機器からの発信に対し、擬似交換機から被検機器にふくそうが発生している旨の信号を送出する。

⑶　ふくそうが発生している旨が被検機器の映像面の表示、受話器等からの可聴音又は音声等により通知されることを確認する。

6　緊急通報機能

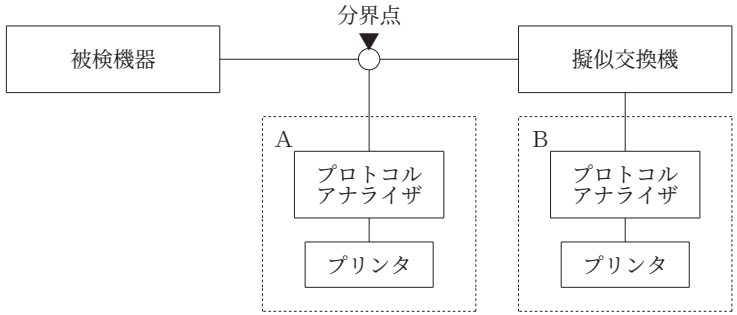
㈠　測定用機器は、次のとおりとする。

⑴　擬似交換機

⑵　プロトコルアナライザ（インターネットプロトコル電話端末の送受信信号を伝送路上で確認できるもの、又は擬似交換機とのインタフェースにおいて確認できるもの）

⑶　プリンタ

㈡　測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



注　分界点上での測定が困難な場合は、擬似交換機での測定によること。

㈢　測定手順は、次のとおりとする。

⑴　被検機器から電気通信番号規則第11条各号に規定する電気通信番号に対応した呼の設定を行うためのメッセージを発信する。

⑵　呼の設定を行うためのメッセージに含まれる電気通信番号が正しく送出されていることをプロトコルアナライザにより確認する。

7　メタリック伝送路、光伝送路等インタフェースの端末の電気的条件等

第八項の専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末設備の電気的条件等の試験方法を準用する。

8　アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力

㈠　測定用機器は、次のとおりとする。

⑴　基準器（1,500Hzかつ０dBmの基準信号を発生し、インターネットプロトコル電話網に接続され、デジタル音声データを送信できる機能を有するもの）

⑵　擬似交換機

⑶　Ｄ／Ａ変換器

⑷　レベル補正器（アナログ信号をレベル調整する機能を有するもの）

⑸　レベル計（600Ω終端で電力レベルが測定できるもの）

⑹　擬似外部機器（1,500Hzかつ０dBmの基準信号を発生し、被検機器の外部インタフェースに接続され、アナログ電話端末と通信が可能なもの（外部インタフェース種類ごとに異なる。））